

厚木市立荻野中学校 いじめ防止基本方針

2018.3.16 改定

1 いじめ防止等のための基本的な考え方

(1) いじめの定義、いじめに対する基本認識、いじめ防止等に向けた基本理念について

○いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条第1項では、「この法律において『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定められている。

また、いじめの防止等のための基本的な方針には、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた子どもの立場に立って行うこと、と示されている。

○いじめに対する基本認識

いじめ防止対策推進法第1条には、いじめは、「いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである」と示されているとおり、いじめはいじめを受けた子どもの尊厳を損なう絶対に許されない人権侵害行為である。

また、国の基本方針の示すとおり、いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりえるものである。

○いじめ防止等に向けた基本理念

いじめの防止やいじめを重篤化させないためには、子ども自身がいじめについて主体的に考え、正しく判断して行動する力を身につけることが大切である。そしてその力は、家庭・学校・地域社会の大人が、考え方や行動の面で模範となる姿を自ら示すことと子どもの発達段階に応じた支援をすることで育まれるものである。

基本理念として、3つの観点から考えることが必要である。

- ① いじめをしない、させないという「未然防止」の観点
- ② いじめに限らず困っている様子の子どもの見逃さないという「早期発見」の観点
- ③ 事案に対して、関係する全ての子どもの成長につなぐ視点「適切な対処」の観点

(2) いじめ防止等のために大切にしたいこと

○生徒に関すること

- ① いじめをしない、させない生徒を育てるために、自分の人権も周囲の人の人権も尊重するという人権教育や道徳教育に取り組む
- ② いじめについて知り、いじめに対して主体的に考える機会をつくり、考え議論する取組を段階的に設定する。
- ③ 相談窓口を明示し、定期的なアンケートや個別相談を実施して、「未然防止」「早期発見」ができるようにする。

○教職員に関すること

- ① いじめの「未然防止」「早期発見」「適切な対処」ができるよう、生徒指導研修や共通理解の場を設けて、全職員が共通理解のもと指導・支援に努める。
- ② いじめ等の事案に対して常に情報共有を図り、必要に応じて教育委員会、警察、児童相談所等の外部機関と連携し、諸問題の解決に努める。
- ③ 普段からの生徒・保護者との信頼関係を構築していくとともに、人権教育や道徳教育の充実、定期的なアンケートや個別相談を設定して、生徒理解に努める。
- ④ 事案が発生したときには、相談を受けた職員がひとりで問題を抱え込むことがないように組織で対応して、解消までの継続的な指導・支援の徹底に努める。

○家庭・地域社会に関すること

- ① コミュニティ・スクール制度を活用し、生徒の基本的な生活習慣や社会性の育成について、PTAや保護者と課題を共有し、諸問題の解決を図る。
- ② 未然防止、早期発見ができるように、保護者や地域との連携を深める。事案が発生したときには、保護者や地域、関係機関と情報を共有をしながら指導・支援にあたり、早期解決できるようにする。

2 学校の具体的な取組

(1) 厚木市立荻野中学校 いじめ防止等対策組織

No.	関係団体等	役職等
1		会長
2	荻野地区青少年健全育成会	青少年相談員
3		青少年指導員
4		スクールカウンセラー
5	心理・福祉関係団体	主任児童委員
6		民生委員(代表)
7	警察・法務局	警察(駐在所担当)・少年補導員(代表)
8		保護司
9	PTA・家庭	会長・校外生活指導委員長
10	学校	校長・教頭・生徒指導担当

(2) 取組年間計画

月	未然防止関連	早期発見関連	その他
4	携帯電話安全教室	チャンス相談 家庭訪問	生徒指導研修会 小中連絡会
5	生徒総会 体育発表会	荻野地区情報交換会	小中情報交換会 (小学校の先生が授業参観)
6		QUテスト 生活アンケート/教育相談 荻野地区教育懇談会 兼 荻野地区情報交換会	
7		三者面談	学校表彰
8		生活アンケート/教育相談	小中合同研修会 教職員研修
9	修学旅行	QUテスト	小中連絡会
10	文化発表会		中学校区全体会(研修) 学校へ行こう週間
11	校外学習	地区情報交換会	
12	人権週間/人権道德	三者面談	学校表彰
1	小学生中学校見学会	生活アンケート/チャンス相談	新入生保護者会 小中連絡会
2	部活動対抗駅伝大会	地区情報交換会	小中連絡会
3	球技大会		学校表彰 小学校への出前授業(予定)

(3) 未然防止のための取組

- すべての教育活動で、他者の気持ちを考えることができる豊かな心や、お互いの人権を尊重する意識を育てることに努める。
- 学級活動、学校行事を充実させ、生徒一人ひとりに居場所のある学級・学年経営に努める。
- 「わかりやすい授業」を心がけ、生徒が主体的に取り組む授業づくりを目指す。
- 生徒一人ひとりの発達段階に応じた活動を設定し、主体的に取り組み、自己肯定感や自己有用感を高められるように努める。
- 携帯電話・スマートフォン・インターネットにかかわる指導を行い、使用状況の把握やルール設定等、家庭とも連携をするように努める。
- 小学校や外部機関、地域との情報交換や連携事業を持つことで、学区全体で生徒を見守る体制をつくる。
- いじめに関する教職員研修を実施し、様々なケースに対応できるよう指導力・組織力を高める。

(4) 早期発見のための取組

- アンケートや教育相談等により、年間5回(4・6・8・11・1月)は生徒の声を聴く機会を設ける。
- 職員全体で生徒を見守り、育てる組織的指導・支援体制を構築していく。
- 保護者の方が、気軽に相談できるように、家庭訪問や学級懇談会等でつながりをつくり、行事ではPTAと協働して取り組む。
- 職員間での生徒観察などによる情報交換を毎日行い、週2回の生徒指導・支援会議でよりよい対応の検討をする。
- スクールカウンセラーや元気アップアシスタントと連携し、早期の情報収集に努める。
- いじめ防止等対策組織での定期的な情報交換やPTAによる校外活動を通じて、学区内の情報共有体制を整える。

(5) 適切な対処のための取組

- 未然防止や早期発見に関する取組の中で、気になる事案があった場合は、迅速かつ組織的に本人や関係生徒への事実確認、指導を行う。また、継続的な指導・支援を行う。
- 被害生徒の訴えを受け、組織的に指導方針を検討し、保護者と連携を取る。
- 加害生徒について、行為の間違ひについては毅然とした態度で指導し、保護者にも指導・支援を依頼する。
- 加害生徒がその行為に至った背景等については、教育相談を行い、解決まで組織的に支援する。
- 被害・加害生徒が同じ校内で生活していく中で、全職員で見守り支えていく体制をつくる。
- 指導終了解決後も、いじめは根深いものという認識のもと、それぞれの生徒の学校生活について全職員で継続的に支援する
- 継続的な支援が必要な場合には、保護者と相談の上、関係機関との連携を検討して実施する。
- 犯罪行為と考えられる重大ないじめの事案に対しては、警察との連携も視野に入れ対応する。

(6) 重大事態への対処

- 重大事案発生時には、速やかに教育委員会に報告し、指導について相談する。
- 教育委員会と相談の上、いじめ対策組織を緊急に編成し、「調査組織」の構成員を決定する。
- 「調査組織(外部有識者含む)」は迅速に事実確認をし、適宜被害生徒の保護者に情報提供を行う。